

【初回接種用（1・2回目）】クーポン券（接種券）発行申請書（新型コロナウイルス感染症）

令和 年 月 日

渋谷区長 様

申請者 ^{ふりがな} 氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

被接種者との続柄 本人 同居の親族

その他（ ）

下記のとおり、クーポン券の発行を申請します。

被 接 種 者	ふりがな		
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者 と同じ	
	住民票に記載の住所	<input type="checkbox"/> 申請者 と同じ	〒
	生年月日	年	月 日
接種状況	<input type="checkbox"/> 未接種 <input type="checkbox"/> 1回接種済		
申請理由	<input type="checkbox"/> 区内転居 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> クーポン券の紛失、滅失 <input type="checkbox"/> クーポン券の破損 <input type="checkbox"/> 住民票等に記載がない※1 <input type="checkbox"/> DV、ストーカー行為等被害者※2 <input type="checkbox"/> クーポン券が届かない <input type="checkbox"/> その他（ ）		
送付先住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 被接種者と同じ	〒	
送付先氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 被接種者と同じ		
申請理由が「転入」の場合は、以下もご記入ください。			
前のクーポン券が発券され た市区町村	都道 府県	市区 町村	

※1 接種当日、会場で本人確認できる書類がない場合、ワクチン接種を受けられません。該当される方はチェックした上、区の担当にご連絡ください。

また、国内滞在期間が3か月以下の外国人の方にはクーポン券（接種券）を発行できません。

※2 加害者の手元に既に届いている場合は、クーポン券番号により、接種日時が知られてしまう可能性があるため、番号を変えて再発行します。該当される方は必ずチェックしてください。（この情報は、今回のクーポン券再発行手続き以外には使用いたしません）

クーポン券の再発行申請ができる場合

- ① クーポン券を紛失、滅失、破損等した場合
- ② R3.7.1以降、渋谷区に転入または区内転居した場合
- ③ クーポン券が届かない場合
- ④ 住民票及び戸籍に記載がない場合
- ⑤ 「予診のみ」を2回使った場合
- ⑥ 住民票または戸籍に登録がない等の事情があり、市区町村からクーポン券の発行を受けることができない場合

(例) DV、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者、外交官等の住民基本台帳に記載のない外国人、ホームレス等

- ⑦ 国外転出しており、日本国内に一時帰国している場合

※なお、被接種者本人もしくは代理人による送付先住所変更も同書式をご利用ください。

※接種当日の会場にて、本人確認のできる書類をお持ちください

例：マイナンバー、顔写真付き公的証明証、健康保険証、介護保険証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、身体障がい者手帳

【電子申請】

詳しくは渋谷区公式HPをご覧ください。



【郵送申請の場合の送付先】

電子申請はこちらのQRコードをお読み取りください。

(東京都共同電子申請・届出サービス)

〒171-0014

東京都豊島区池袋2-65-18 池袋WESTビル3F

「渋谷区新型コロナウイルスワクチン事務センター」係
上記住所へ送付をお願いいたします。

【渋谷区新型コロナウイルスワクチン接種に関するコールセンター】

0120-045-405 ※8時30分～18時